

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	障害者総合支援法に基づく障害者支援事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、障害者総合支援法に基づく障害者支援事務における特定個人情報を取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

## 公表日

平成30年8月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に基づく障害者支援事務
②事務の概要	<p>身体・知的・精神に障害があると認められた者に対して、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、補装具費支給、地域生活支援事業（日常生活用具給付等）などのサービスを行う事務。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①自立支援給付の申請に対して、審査・決定を行い、受給者証を交付。サービスの利用に対する費用の一部を支給する。                  ②自立支援給付の決定後、変更の届出が出た場合に、審査・再決定を行い、受給者証を交付する。                  ③地域生活支援事業の申請に対して、審査・決定を行い、利用に対する費用の一部を支給する。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】</p> <p>①障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する事務について、「生活保護実施関係情報」「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」「市町村民税に関する情報」「住民票関係情報」の紹介サービス利用に関する所得区分判定に必要な地方税関係情報の照会。                  ②「児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務」「生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務」「児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務」「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務」に係る、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報の提供。</p> <p>※障害者総合支援法に基づく障害者支援事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会又は提供を行う。                  中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p>
③システムの名称	障害福祉サービス等、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援法に基づく個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の84の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">                         &lt;選択肢&gt;                          1) 実施する                          2) 実施しない                          3) 未定                     </div>
②法令上の根拠	1.番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 (108、109、110) 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第55条、第55条の2、第55条の3

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長	福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 福祉課 TEL092-408-3289
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 福祉課 TEL092-408-3289

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]
いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 江頭 哲次	福祉課長 春崎 幸二	事後	
平成30年6月15日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による情報」が含まれる項(16、26、57、87、116)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 (108、109、110)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(主務省令における情報提供の根拠) 第12条、第19条、第31条、第44条 ※別表第二の116の項については、主務省令未公布。</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第55条 ※別表第二の109、110の項については、主務省令未公布。</p>	<p>1. 番号法第19条 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 (108、109、110)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(主務省令における情報提供の根拠) 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第55条、第55条の2、第55条の3</p>	事後	
平成30年6月15日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 春崎 幸二	福祉課長	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町長	福岡県 那珂川市長	事前	
平成30年10月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 福祉課 TEL092-408-3289	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 福祉課 TEL092-408-3289	事前	
平成30年10月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 福祉課 TEL092-408-3289	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 福祉課 TEL092-408-3289	事前	